

## みなし通知電気工事業の廃止するとき

### 1. 提出書類等

- (1) 電気工事業廃止通知書（様式第23）
- (2) 電気工事業者開始通知受理通知書を返納してください。

### 2. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県商工労働部産業振興課  
総務企画グループ  
TEL 0852-22-6221

様式第 23 (第 27 条)

電気工事業廃止通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

年 月 日

島根県知事 殿

〒

住 所

氏名又は名称

法人にあつては

代表者の氏名

(連絡先 TEL:                   —                   —                   )

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 34 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 事業を廃止した年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 事業を廃止した理由 \_\_\_\_\_

---

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。